

農地法第4条第1項の許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	産業団地造成事業	岡田地区	南相馬市

図面記号	事業主体の住所（※1）							
M-26	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地							
1 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	耕作者 の氏名 (※2)	土地利用区分	
			登記簿	現況			農振法	都市計画法
	南相馬市小高区岡田字下川原田	10番1	田	田	322		農振地域内農用地区域内	非線引き都市計画区域の用途地域外
	計	1筆	322 ㎡ (田 322 ㎡ 畑 0 ㎡)					
2 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>・敷地周辺は道路及び河川で囲まれておりほとんど農地には隣接していないが、一部北西部に隣接する農地については、営農に必要となる水利機能等は維持するため、農業上の利用に支障を及ぼす恐れはない。また、隣接する農地へ日照及び通風上の影響が及ばないように、開発区域の周辺に沿って幅員15メートル以上の緩衝帯を配置する。</p> <p>・産業団地内の雨水及び工業排水は調整池に流入させる。なお、調整池から排水路を経由して、泉沢川流末部の排水機上遊水池へ放流するが、調整池から排水路への流下に当たっては、流出量の抑制により営農に支障が生じないようにする。また、用水路については、営農に支障が生じないように敷地内に新たな用水路を整備する。</p> <p>・このことについて、請戸川土地改良区、南相馬市農業委員会及び福島県相双農林事務所と調整済み。</p>							

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要なことに留意すること。